

建設工事

令和7年度 一般競争（指名競争）参加資格審査申請要領

令和7年度において、生駒市と（仮称）奈良県広域水道企業団生駒事務所が発注する建設工事の競争入札に参加しようとする方は、下記のとおり関係書類を添えて資格審査申請書を提出してください。

記

1 受付資格

- ① 建設業法に基づく建設業の許可及び経営事項審査を受けている者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者
 - ③ 国税又は市税を滞納していない者
 - ④ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者又は社会保険等の適用除外されている者
 - ⑤ 次のいずれにも該当する事由がない者
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (3) 役員等が暴力団員であると認められる者
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - (5) 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ※「役員等」とは、法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

2 登録取消

次に掲げる事項に該当した場合は登録を取り消します。

- ① 資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした場合
- ② 上記登録資格の要件を欠いた場合

3 登録有効期間

令和7年度有効（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

4 受付期間

次の受付期間に申請してください。

令和7年1月20日（月）～令和7年2月7日（金）

5 申請方法

- ① 申請方法
申請書は郵送又は持参により提出してください。
なお、持参の場合は提出のみとし、当日の審査は行いません。

② 提出先

ア 郵送の場合（消印有効）

〒630-0288 生駒市東新町8番38号 生駒市役所 契約検査課宛

※郵送方法は問いません。

※必ず110円切手を貼付した定形の返信用封筒を同封してください。

イ 持参の場合（時間厳守）

生駒市役所 契約検査課 3階 33番窓口

各受付日の午前8時30分～午後5時15分（閉庁日及び正午～午後1時は除きます。）

※必ず110円切手を貼付した定形の返信用封筒を同封してください。

6 提出書類

別紙「提出書類一覧表」のとおり

※申請書（様式A-①及び②）は必ず生駒市指定様式で提出してください。

7 注意事項

- ① 提出書類の記載事項、添付書類に不備があった場合は、受付できませんので、十分精査のうえ期日までに提出してください。
- ② 提出書類は、提出書類一覧表順にそろえ、表紙と背表紙に会社名を記載したA4判紙ファイル（A4縦限定。とじ具が金属でないもので色は任意とする。）にとじて提出してください。また、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書在中」と記載した封筒に入れ郵送してください。
- ③ 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- ④ 登録有効期間内において、取引希望業種の追加及び変更はできません。
- ⑤ 市と（仮称）奈良県広域水道企業団生駒事務所との申請を一本化していますので別途真弓水道事業事務所へ提出する必要はありません。なお、今回申請された情報について、令和7年4月から事業開始予定の（仮称）奈良県広域水道企業団生駒事務所に提供することを同意したものとします。
- ⑥ 新規に申請された方は、原則として1年間入札参加を留保します。
- ⑦ 申請書に記入いただいた電話番号（委任先がある場合は委任先の電話番号）は、業者登録一覧表に記載し、生駒市ホームページで公開します。
- ⑧ 受付期間・時間を過ぎた場合は受け付けません。

● 問い合わせ先

生駒市 財務部 契約検査課契約係

電話番号 0743-74-1111（内線3160・3161）

提出書類一覧表（建設工事）

生駒市指定様式を含む下記の書類を番号順にそろえ、表紙と背表紙に会社名を記載したA4判紙ファイル（A4縦限定。とじ具が金属でないもの。）として提出してください（受付票と返信用封筒はファイル綴じしない）。

・指定様式は申請書（様式A-①及び②）、希望業種調書、委任状、営業所一覧表、工事経歴書、誓約書（暴力団排除関係）、受付票の8種類です。（市内業者はこれに誓約書（営業所調査関係）と営業状況調書が加わります。）

記

No	書類の名称 (太字は指定様式)	様式	書類の説明
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）	様式A-①	申請者の押印は不要ですが、行政書士は、行政書士の職印の押印が必要です。 (参考) 行政書士法施行規則 第9条第2項 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。 記載方法については本市様式記載例を参考に記載ください。
2	業態調書	様式A-②	記載方法については本市様式記載例を参考に記載ください。
3	希望業種調書	[指定様式]	市内本店業者は4業種までとしますが、それ以外の業者（市内支店業者及び市外業者）は2業種までとします。
4	誓約書（営業所調査関係）及び状況調書（市内業者のみ）	[指定様式]	市内に本店、支店又は営業所を置いている方は、誓約書及び状況調書を添付してください。本市様式記載例を参考に記載ください。
5	建設業許可（更新）通知書等の写し	[1通]	通知書が複数にまたがる場合はその全てを添付してください。また、許可証明書での提出も可能です。更新手続中の場合、通知書と併せて各許可権者の更新手続をしている証明書を添付してください。
6	最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	[1通]	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日が、申請日から1年7ヶ月以内の最新のものに限りです。なお、入札において有効な経営事項審査結果通知を要件とするものについては、当該工種の総合評定値（P点）に点数が無い場合は入札に参加することができません。
7	社会保険等の加入状況が確認できる書類	[各1通]	別紙「建設工事における社会保険未加入対策について」をご覧ください。文中の必要な書類を提出してください。
8	(※) 委任状（原本）（受任者設置用）	指定様式 [1部]	受任者（支店営業所等の長）に権限を委任する場合に必要です。
9	(※) 営業所一覧表	指定様式[必要枚数]	記載方法については本市様式記載例を参考に記載してください。 営業所で許可を受けているものすべての建設業に○を付してください。
10	建設業許可申請書（営業所一覧表の写し）	生駒市内に支店等を有する方のみ（市内本店業者及び市外業者は除く）[一式]	市内の支店及び営業所を受任者設定されている方は、建設業許可申請時に必要な書類として提出している営業所一覧表の写しを添付してください。ただし、許可（更新）後に、記載事項に関して変更届出書を提出した場合は、その写しも提出してください。
11	(※) 工事経歴書	指定様式[必要枚数]	希望業種分のみ提出してください。 記載方法については本市様式記載例を参考に記載してください。
12	商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し又は破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し	[1通]	申請書提出時前3ヶ月以内のもの 法人業者…… 商業登記簿謄本又は現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し 個人業者…… 破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し (本籍地の市町村が発行するもの)
13	最新の納税証明書の写し	[各1通]	別紙「納税証明書の添付について」をご覧ください。 消費税については非課税業者であっても納税証明書が必要です。
14	誓約書（暴力団排除関係）	指定様式	本店住所、商号、代表者役職・氏名を記入してください。
15	事業協同組合に係る総合点数の特例算定申請書（官公需適格組合（事業協同組合）の方で希望する場合のみ）	[各1通] 詳しくは生駒市事業協同組合に係る建設工事等入札参加者資格審査に関する特例等実施要領をご参照ください。	① 事業協同組合に係る総合点数の特例算定申請書（生駒市公式ホームページから入手してください。） ② 官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面 ③ 役員名簿及び組合員名簿 ④ 組合が本市で登録する希望業種と同種の総合評定値を受けている、組合員3者までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
16	受付票	指定様式	会社名を記入してください。
17	委任状（行政書士代理人申請用）	任意様式	行政書士が申請代理人として代理人申請を行う場合は委任状を提出してください。なお、 <u>行政書士以外からの代理人申請は受け付けません。</u> <u>委任者・受任者とも押印省略可（ただし、行政書士職印は省略不可）。</u> 様式は任意ですが、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。 (参考) 行政書士法 第十九条 行政書士又行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。
18	返信用封筒	[1通]	宛先を記入し、110円切手を貼付した定形の返信用封筒を同封してください。

(※) のついた添付書類(8、9、11)については、本市様式の項目が全て含まれている別様式を添付していただくことも可能です。

建設工事における社会保険等未加入対策について

市発注の公共工事における「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」（以下「社会保険等」という。）の未加入対策として、「建設工事」の一般競争（指名競争）参加資格審査申請から社会保険等の加入を受付資格要件とします。このことから、以下の証する書類等で加入状況の確認を行います。

1 加入状況の確認

社会保険等の加入状況は、提出していただく「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審通知書」という。）の写しの記載（「その他の審査項目（社会性等）」欄によって確認します。

経審通知書において、「雇用保険加入」「健康保険加入」「厚生年金保険加入」に、1つでも、『無』の標記がある場合は、経営事項審査の審査基準日（＝決算日）現在で「社会保険等未加入業者」と判断します。

なお、経審通知書において、「その他の審査項目（社会性等）」欄が『無』になっている方で、経審通知書発行後に社会保険に加入し、保険料を納めている場合は、次の通知書等（写し）を提出してください。

●経審通知書発行後に保険料を納めている（加入している）場合

(1) 「健康保険」・「厚生年金保険」の場合は、①か②のいずれかを提出

- ① 「直近の標準報酬決定通知書」の写し
- ② 「直近月の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書」の写し

(2) 「雇用保険」の場合は、①か②のいずれかを提出

- ① 「直近の労働保険概算・確定保険料申告書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し
- ② 「直近の労働保険納入通知書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し

2 適用除外項目の取扱いについて

社会保険等の加入については、適用除外になるケースがありますが、その場合は加入しているものと同様の取扱いとします。

その場合は、経審通知書の記載（「その他の審査項目（社会性等）」欄には『除外』と表示されているのでご確認ください。

納税証明書の添付について

○各種の税に関し、課税業者、非課税業者の区分にかかわらず、全ての業者について下記の**最新の納税証明書**の写し（コピーしたもの）の添付が必要です。なお、**個人業者の方は、「消費税及地方消費税」とともに「申告所得税及復興特別所得税」の納税証明書の提出も必要**ですので、お間違いないようにお願いします。

◎市内業者の方

○個人業者の場合

- ①令和6年度の市民税・県民税の納税証明書の写し…1通
交付請求先 —— 生駒市役所課税課
※納期未到来分の未納については問題ありません。
- ②最新の納税証明書その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し…1通
交付請求先 —— 代表者の住所地を管轄する税務署

○法人業者の場合

- ①最新の事業年度の法人市民税の納税証明書の写し…1通
交付請求先 —— 生駒市役所課税課
※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は「法人開設届」の写しを提出してください。
- ②最新の納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し…1通
交付請求先 —— 本社・本店の所在地を管轄する税務署
※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は「法人設立届出書」の写しを提出してください。

【備考】「納税証明書その3」で「消費税及地方消費税」及び「申告所得税及復興特別所得税」又は「法人税」、それぞれの納税証明を請求し、写しを添付されても受付は可能です。

◎市外業者の方

○個人業者の場合

最新の納税証明書その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し…1通
交付請求先 —— 代表者の住所地を管轄する税務署

○法人業者の場合

最新の納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し…1通
交付請求先 —— 本社・本店の所在地を管轄する税務署
※事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は「法人設立届出書」の写しを提出してください。

【備考】「納税証明書その3」で「消費税及地方消費税」及び「申告所得税及復興特別所得税」又は「法人税」、それぞれの納税証明を請求し、写しを添付されても受付は可能です。

注意事項

- 申請書の提出期限間近は税務署等の関係機関が大変混みあいますので、証明書の取得は早めをお願いします。
- 納税証明書の写しは申請書提出時前**3ヶ月以内**に発行のものに限ります。なお、**納税証明書に納期未到来の但書記載がある場合**で、申請日時点において納期が到来しているときは、納税にかかる領収書の写しを併せてご提出いただくか、当該但書の消除された納税証明書を再度取得のうえご提出ください。

○生駒市役所課税課で交付申請に必要なもの【0743-74-1111 内線(7122,7121)】

1. 窓口に来られる方を確認できるもの（運転免許証等）
2. 本人以外の方が請求する場合は本人からの委任状又は同意書
(窓口に来られる方が親族や従業員であっても委任状は必要です。)

○「消費税及地方消費税」、「申告所得税及復興特別所得税」又は「法人税」に関する納税証明書の交付請求書並びに委任状の様式は、国税庁のホームページの証明書請求ページ (<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>) からダウンロードできます。詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

その他ご不明な点は各交付請求先にお問い合わせください。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

様式A-①

令和7年度において、生駒市と（仮称）奈良県広域水道企業団生駒事務所が発注する建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。
本申請書及び提出書類について、令和7年4月から事業開始予定の（仮称）奈良県広域水道企業団生駒事務所に情報提供することに同意します。

年 月 日

生駒市長 様
生駒市水道事業代表者 様

① 郵便番号	<input type="text"/>	② 法人番号(13桁)	<input type="text"/>	※個人の場合は記入不要です。
③ フリガナ 住所	<input type="text"/>			
④ フリガナ 商号又は名称	<input type="text"/>			
⑤ フリガナ 代表者氏名	(役職名) <input type="text"/>	(氏名)	<input type="text"/>	
⑥ 電話番号	<input type="text"/>	⑦ メールアドレス	<input type="text"/>	
⑧ フリガナ 申請事務担当者氏名	<input type="text"/>		⑨ 申請事務担当者電話番号	<input type="text"/>

⑩ 委任先を設定される場合のみ以降記入してください。(委任状必要)

支店等委任先	<input type="text"/>	郵便番号	<input type="text"/>
フリガナ 住所	<input type="text"/>		
フリガナ 代表者氏名	(職名) <input type="text"/>	(氏名)	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>	メールアドレス	<input type="text"/>

業 態 調 書 (①有資格技術職員内訳)

様式A-②

検定種目	級別・種別・資格区分コード	人数	
建設機械施工技士	一 級	111	
	二 級	212	
土木施工管理技士	一 級	113	
	二級	土 木	214
		鋼構造物塗装	215
		薬液注入	216
	一 級	120	
建築施工管理技士	二級	建 築	221
		軀 体	222
		仕 上 げ	223
電気工事施工管理技士	一 級	127	
	二 級	228	
管工事施工管理技士	一 級	129	
	二 級	230	
造園施工管理技士	一 級	133	
	二 級	234	

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数	
登録基幹技能者講習修了証の所持者数	

記載要領

・「有資格技術職員内訳」の人数欄については申請日現在での人数を記載してください。

・「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄については、建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものをいい、労務者又はこれに準ずるものを除き、建設業に従事する者に限ります。

技術部門	選択科目・資格区分コード	人数		
技 術 士	総 合 技 術 監 理 部 門	「鋼構造物及びコンクリート」	42	
		建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造物及びコンクリート」以外のもの	41	
		「農業土木」	43	
		電気電子部門に係る選択科目	44	
		「流体工学」又は「熱工学」	46	
		機械部門に係る選択科目のうち「流体工学」又は「熱工学」以外のもの	45	
		「上下水道及び工業用水道」	48	
		上下水道部門に係る選択科目のうち「上下水道及び工業用水道」以外のもの	47	
		「林業」	50	
		「森林土木」	51	
		「水質管理」	53	
		「廃棄物管理」	54	
		衛生工学に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物管理」以外のもの	52	
		建設	「鋼構造物及びコンクリート」	142
			その他	141
農業	「農業土木」	143		
電気電子部門	—	144		
機械	「流体工学」又は「熱工学」	146		
	その他	145		
上下水道	「上下水道及び工業用水道」	148		
	その他	147		
森林	「林業」	150		
	「森林土木」	151		
衛生工学	「水質管理」	153		
	「廃棄物管理」	154		
	その他	152		
建 築 士 等	一級建築士	137		
	二級建築士	238		
	木造建築士	239		
建築設備士	—	62		

建設工事 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 希望業種調書

No.	希望業種に○	希望工事等種別	工事内容	必要な建設業許可の種類	No.	希望業種に○	希望工事等種別	工事内容	必要な建設業許可の種類
1		土木一式工事	土木一式工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	土木工事業	18		鉄筋工事	建設業法上29業種の内、鉄筋工事に規定されているもの	鉄筋工事業
2		道路清掃業務	路面清掃車等を用いて道路を清掃するもの (※当該業務の施工実績がある方に限ります。なお、希望される場合は、施行実績に関する書類が必要です。)		19		ほ装工事	建設業法上29業種の内、ほ装工事に規定されているもの	ほ装工事業
3		建築一式工事	建築一式工事で他の工事種別に属する工事以外のもの(木造建築含む)	建築工事業	20		しゅんせつ工事	建設業法上29業種の内、しゅんせつ工事に規定されているもの	しゅんせつ工事業
4		プレハブ建築工事	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、プレハブ材を用いて施工するもの		21		板金工事	建設業法上29業種の内、板金工事に規定されているもの	板金工事業
5		大工工事	建設業法上29業種の内、大工工事に規定されているもの	大工工事業	22		ガラス工事	建設業法上29業種の内、ガラス工事に規定されているもの	ガラス工事業
6		左官工事	建設業法上29業種の内、左官工事に規定されているもの		23		塗装工事	建設業法上29業種の内、塗装工事に規定されているもの(路面標示工事を含む)	塗装工事業
7		とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	とび・土工工事業	24		防水工事	建設業法上29業種の内、防水工事に規定されているもの	防水工事業
8		道路付属物設置工事	カーブミラー・ガードレール・道路標識など道路付属物等の設置を行うもの(路面標示工事を除く)		25		内装仕上工事	建設業法上29業種の内、内装仕上工事に規定されているもの	内装仕上工事業
9		外構工事	ネットフェンス等の工作物の設置を行うもの		26		機械器具設置工事	建設業法上29業種の内、機械器具設置工事に規定されているもの	機械器具設置工事業
10		解体工事	建設業法上29業種の内、解体工事に規定されているもの	解体工事業	27		熱絶縁工事	建設業法上29業種の内、熱絶縁工事に規定されているもの	熱絶縁工事業
11		石工事	建設業法上29業種の内、石工事に規定されているもの		28		電気通信工事	建設業法上29業種の内、電気通信工事に規定されているもの	電気通信工事業
12		屋根工事	建設業法上29業種の内、屋根工事に規定されているもの	屋根工事業	29		造園工事	建設業法上29業種の内、造園工事に規定されているもの	造園工事業
13		電気工事	建設業法上29業種の内、電気工事に規定されているもの		30		さく井工事	建設業法上29業種の内、さく井工事に規定されているもの	さく井工事業
14		管工事	管工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	管工事業	31		建具工事	建設業法上29業種の内、建具工事に規定されているもの	建具工事業
15		管内更生工事等	主に下水道管などの修繕を行うもの 主に下水道管などのカメラ調査を行うもの 主に下水道管などの清掃を行うもの		32		水道施設工事	建設業法上29業種の内、水道施設工事に規定されているもの(上水道等の取水、浄水、配水等の施設の設置工事(水道本管工事))	水道施設工事業
16		タイル・レンガ・ブロック工事	タイル・レンガ・ブロック工事で他の工事種別に属する工事以外のもの(火葬炉等の新設・補修などに関するもの)	タイル・レンガ・ブロック工事業	33		消防施設工事	建設業法上29業種の内、消防施設工事に規定されているもの	消防施設工事業
17		鋼構造物工事	建設業法上29業種の内、鋼構造物工事に規定されているもの		34		清掃施設工事	建設業法上29業種の内、清掃施設工事に規定されているもの	清掃施設工事業

1. 希望される工事欄に○を記載してください。なお、希望される業種は建設業法第27条の29の規定による総合評定値を受けている工事に限ります。

2. 登録業種は1業者につき2業種とします。但し、市内本店業者の方は、1業者につき4業種まで可能とします。

委 任 状

年 月 日

本件責任者	(氏名)	連絡先	
担当者	(氏名)	連絡先	

生駒市長 様
生駒市水道事業代表者 様

本店所在地

商号又は名称

代表者役職名・氏名

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

【受任者】

受任営業所所在地

受任営業所名称

受任者職名・氏名

【委任事項】

- 1、入札・見積及び開札に関する件
- 2、契約の締結に関する件
- 3、契約の履行に関する件
- 4、契約金額の請求及び受領に関する件
- 5、入札・見積及び開札に関する復代理人の選任の件
- 6、その他契約に関する一切の件

【委任期間】

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

営業所一覧表

No.

番号 (委任先の 番号に○)	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	建設業許可種別(該当するものすべてに○)
1					土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
2					土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
3					土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
4					土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
5					土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
6					土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
7					土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
8					土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
9					土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
10					土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 委任を受けた営業所の番号に○印を記入すること。
- 3 「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての本店及び支店等営業所の名称を記載すること。
- 4 「電話番号」欄には、市外局番、市内局番及び番号は「- (ハイフン)」で区切ること。
- 5 「建設業許可種別」欄には、「営業所名称」欄に記入した営業所に対応する経営事項審査を受けた許可に○印を記入すること。

※市内業者の方のみ提出が必要となります。

市外業者の方は、提出は不要です。

誓約書（営業所調査関係）

生 駒 市 長 様

生 駒 市 水 道 事 業 代 表 者 様

生駒市建設工事等入札参加資格申請書類に記載した内容及び添付書類について、事実と相違ないこと、また、入札参加資格の認定に際し、支店又は営業所等に関する立入調査（資料閲覧及び提出並びに写真撮影等を含む。）を実施される場合は、この調査に協力することを誓約いたします。

なお、この誓約にもかかわらず、入札参加資格申請書類に記載した内容及び添付書類について、事実と相違した場合や入札参加資格者の認定に関する調査の協力及び改善指示に従わない場合は、貴市のいかなる処置について一切の異議申立を行いません。

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者役職名・氏名

※市内業者の方のみ提出が必要となります。
市外業者の方は、提出は不要です。

令和7年度 一般競争（指名競争）参加資格 営業状況調書

建設工事

フリガナ	
商号又は名称	

本市と契約する本店・支店・営業所	所在地	〒 ー		
	代表者 職名・氏名			
	T E L		メールアドレス	

本市と契約する本店・支店・営業所の所在地略図	
	
※別紙での添付は、不可。	

※市内業者の方のみ提出が必要となります。
市外業者の方は、提出は不要です。

本店・支店・営業所写真	外観全景	年 月 日撮影
※看板等を確認できる様に撮影すること。		

本店・支店・営業所写真	出入口付近	年 月 日撮影
※表札等を確認できる様に撮影すること。		

※市内業者の方のみ提出が必要となります。
市外業者の方は、提出は不要です。

本店・支店・営業所写真	事務所内部全景	年 月 日撮影
※電話、机等什器備品を確認できるように撮影すること。		

本店・支店・営業所写真	事務所内部全景	年 月 日撮影
※電話、机等什器備品を確認できるように撮影すること。		

様式第1号 (第4条関係)

生 駒 市 長 様
生 駒 市 水 道 事 業 代 表 者 様

所 在 地

組 合 名

代 表 者 役 職 名 ・ 氏 名

事業協同組合に係る総合点数の特例算定申請書

このことについて、「生駒市事業協同組合に係る建設工事等入札参加者資格審査に関する特例等実施要領」第4条の規定に基づき、申請します。

希望工事種別					
審査対象者1	建設業許可番号				
	所在地				
	電話番号				
	商号又は名称				
	代表者氏名				
審査対象者2	建設業許可番号				
	所在地				
	電話番号				
	商号又は名称				
	代表者氏名				
審査対象者3	建設業許可番号				
	所在地				
	電話番号				
	商号又は名称				
	代表者氏名				

誓約書（暴力団排除関係）

年 月 日

生駒市長様
生駒市水道事業代表者様

所在地
商号又は名称
代表者役職名・氏名

当社（私）は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請又は物品・委託業務業者登録申請にあたり、下記の記載内容を誓約します。

なお、この誓約に違背した場合は、生駒市から契約解除措置等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

また、下記事項の該当の有無を確認するため、求めがあるときは、役員等一覧表（別紙様式、受任者を含む。）を提出するとともに、生駒市が奈良県生駒警察署長に照会することを承諾いたします。

記

- 1 当社（私）は、次に掲げる事項に該当いたしません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (3) 役員等が暴力団員であると認められる者
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - (5) 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 当社（私）は、上記1に掲げる事項に該当する者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約を行いません。
- 3 当社（私）は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なくその旨を市長に報告するとともに、警察に届けます。

注）「役員等」とは、法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

建設工事

一般競争(指名競争)参加資格審査申請
受付票

申請者記入欄

申請者 商号又は名称

令和7年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請について

提出された書類を受理しました。 [令和7年4月1日から令和8年3月31日まで有効]

記

	提出書類	確認欄(記入不要)
		提出済
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)	
2	業態調書	
3	希望業種調書	
4	誓約書及び状況調書(市内業者の方のみ)	
5	建設業許可(更新)通知書等の写し	
6	最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	
7	社会保険等の加入状況が確認できる書類(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し以外の書類)	
8	委任状	
9	営業所一覧表	
10	建設業許可申請書(営業所一覧表の写し)(市内支店業者のみ)	
11	工事経歴書	
12	商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書(履歴事項証明書でも可)の写し又は破産手続開始決定の確定通知(破産宣告の通知を含む)などを受けていない証明書の写し	
13	最新の納税証明書の写し	
14	誓約書(暴力団排除関係)	
15	事業協同組合に係る総合点数の特例算定申請書(官公需適格組合(事業協同組合)の方で希望する場合のみ)	
16	返信用封筒(切手を貼付)	

(注意)

○申請者記入欄のみ記入してください。

○申請後、申請内容に変更が生じたときは、変更届に変更事項を記載し、添付書類を添えて提出してください。

(お問い合わせ先)

生駒市 財務部 契約検査課契約係
〒630-0288 生駒市東新町8番38号
電話番号 0743-74-1111(内線3160・3161)

受付印及び受付番号

建設工事用チェックシート

※提出不要

	提出書類	内容確認	チェック
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	ホームページに掲載可能な電話番号ですか？	
		行政書士は職印の押印はされていますか？	
2	希望業種調書	希望業種数がオーバーしていませんか？ (市内本店業者のみ4業種、それ以外は2業種まで)	
		希望業種に対応する業種の経審を受けていますか？	
		希望業種に対応する建設業の許可を受けていますか？	
3	誓約書及び営業状況調書(市内業者のみ)	誓約書に本店住所、商号、代表者役職名・氏名は記入されていますか？	
		本店・支店・営業所写真はすべて(計4枚)添付されていますか？	
4	建設業許可(更新)通知書等の写し	有効期限が切れていませんか？	
		更新手続中の場合、各許可権者の更新をしている証明書が添付されていますか？	
5	経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書(以下「経審通知書」という)の写し	審査基準日が申請日から1年7ヶ月以内で最新のものですか？	
6	社会保険等の加入状況が確認できる書類(経審通知書「その他の審査項目(社会性等)」欄の「雇用保険加入」、「健康保険加入」、「厚生年金加入」に、「無」がある場合)	経審通知書「その他の審査項目(社会性等)」欄の「健康保険加入」、「厚生年金加入」に『無』がある場合、「直近の標準決定通知書」若しくは「直近月の保険料の納入に係る領収書又は納入証明書」が添付されていますか？	
		経審通知書「その他の審査項目(社会性等)」欄の「雇用保険加入」に『無』がある場合、「直近の労働保険概算・確定保険料申告書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」若しくは「直近の労働保険納入通知書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」が添付されていますか？	
7	委任状	委任者の記名の記入はありますか？	
8	営業所一覧表	受任先に『○』、営業所で取得している許可業種に『○』がついていますか？	
9	建設業許可申請書(営業所一覧の写し)(市内支店業者のみ)	支店の許可業種が確認できる箇所が添付されていますか？	
		委任先が希望業種の該当業種の許可を受けていますか？	
10	工事経歴書	業種ごとに記載されていますか？	
11	商業登記簿謄本・履歴事項全部証明書等	取得日が申請日から3ヶ月以内のものですか？	
12	納税証明書	※別紙「納税証明書の添付について」に記載されている書類が添付されていますか？	
		取得日が申請日から3ヶ月以内のものですか？	
13	誓約書(暴力団排除関係)	本店住所、商号、代表者役職名・氏名は記入されていますか？	
14	事業協同組合に係る総合点数の特例算定申請書(官公需適格組合のみ)	官公需適格組合の証明を受けていることがわかる書面は添付されていますか？	
		役員名簿、組合員名簿が添付されていますか？	
		組合員の経審通知書が添付されていますか？	
15	受付票	申請者記入欄は記入されていますか？	
16	返信用封筒(定形)	宛先が記入されていますか？	
		110円切手が貼付されていますか？	
17	提出書類について	表紙と背表紙に会社名を記載したA4判紙ファイル(A4縦限定。とじ具が金属ではないもの)に綴じていますか？	

【記載例】

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

様式A-①

令和7年度において、生駒市と（仮称）奈良県広域水道企業団生駒事務所が発注する建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。本申請書及び提出書類について、令和7年4月から事業開始予定の（仮称）奈良県広域水道企業団生駒事務所に情報提供することに同意します。

令和7年1月20日

生駒市長 様
生駒市水道事業代表者 様

都道府県名から左詰で記載してください。
「丁目」や「番地」は「-（ハイフン）」で区切ってください。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における法人番号を記載してください（個人の方は記載する必要はありません）

① 郵便番号 540-0000 ② 法人番号(13桁) ※個人の場合は記入不要です

③ フリガナ住所 オオサカフオオサカシチュウオウク 大阪府大阪市中央区〇-△-□ (法人で登記上の本店所在地と主たる住所が異なる場合は、その区別がつくよう両方を併記してください。)

④ フリガナ商号又は名称 ナライコマケンセツ (株)奈良生駒建設

⑤ フリガナ代表者氏名 (役職名) 代表取締役 (氏名) イコマ タロウ 生駒 太郎

ホームページに掲載可能な電話番号を記載(受任先がない場合掲載)

⑥ 電話番号 06-0000-0000 ⑦ メールアドレス XXXXXX@△△△△.ne.jp

記載内容が説明できる担当者

行政書士が作成した場合は、職印を押印してください。

⑧ フリガナ申請事務担当者氏名 イコマ ハナブ 生駒 花子 ⑨ 申請事務担当者電話番号 06-0000-0000



⑩ 委任先を設定される場合のみ以降記入してください。(委任状必要)

支店等委任先 奈良支店 郵便番号 630-0288

フリガナ住所 ナラケンナラシ〇〇チヨウ 奈良県奈良市〇〇町〇-△

フリガナ代表者氏名 (職名) 支店長 (氏名) イコマヤマ シロウ 生駒山 二郎

電話番号 0742-00-0000 ホームページに掲載可能な電話番号を記載 メールアドレス ■■■■■■@●●●●.ne.jp

業 態 調 査 書 (① 有資格技術職員内訳)

様式A-②

検定種目	級別・種別・資格区分コード	人数	
建設機械施工技士	一 級	111	
	二 級	212	
土木施工管理技士	一 級	113	
	二級	土 木	214
		鋼構造物塗装	215
<p>建設業法の改正に伴い次の方も含めて集計してください。 ①平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者。 ②平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証を有する者。</p>			
管工事施工管理技士	一 級	129	
	二 級	230	
造園施工管理技士	一 級	133	
	二 級	234	

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数	1
登録基幹技能者講習修了証の所持者数	2

記載要領

・「有資格技術職員内訳」の人数欄については申請日現在での人数を記載してください。

・「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄については、建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものをいい、労働者又はこれに準ずるものを除き、建設業に従事する者に限ります。

技術部門	選択科目・資格区分コード	人数
総合技術 監理部門	「鋼構造物及びコンクリート」	42
	建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造物及びコンクリート」以外のもの	41
	「農業土木」	43
	電気電子部門に係る選択科目	44
	「流体工学」又は「熱工学」	46
	機械部門に係る選択科目のうち「流体工学」又は「熱工学」以外のもの	45
	「上下水道及び工業用水道」	48
	上下水道部門に係る選択科目のうち「上下水道及び工業用水道」以外のもの	47
	「林業」	50
	「森林土木」	51
	「水質管理」	53
	「廃棄物管理」	54
	衛生工学に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物管理」以外のもの	52
	建設	「鋼構造物及びコンクリート」
その他		141
農業	「農業土木」	143
電気電子部門	—	144
機械	「流体工学」又は「熱工学」	146
	その他	145
上下水道	「上下水道及び工業用水道」	148
	その他	147
森林	「林業」	150
	「森林土木」	151
衛生工学	「水質管理」	153
	「廃棄物管理」	154
	その他	152
建築士等	一級建築士	137
	二級建築士	238
	木造建築士	239
建築設備士	—	62

建設工事 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 希望業種調書

No.	希望業種に○	希望工事等種別	工事内容	必要な建設業許可の種類	No.	希望業種に○	希望工事等種別	工事内容	必要な建設業許可の種類
1	○	土木一式工事	土木一式工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	土木工事業	18	○	鉄筋工事	建設業法上29業種の内、鉄筋工事に規定されているもの	鉄筋工事業
2			希望する業種に○をつけてください。 建設業法第27条の29の規定による総合評定値を受けている工事のみ選択できます。 規定の数を超えないように注意してください。		19		ほ装工事	建設業法上29業種の内、ほ装工事に規定されているもの	ほ装工事業
3			清掃するもの(す。なお、希望される業種に属する工事以外)	建築工事業	20		しゅんせつ工事	建設業法上29業種の内、しゅんせつ工事に規定されているもの	しゅんせつ工事業
4		プレハブ建築工事	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、プレハブ材を用いて施工するもの		21		板金工事	建設業法上29業種の内、板金工事に規定されているもの	板金工事業
5		大工工事	建設業法上29業種の内、大工工事に規定されているもの	大工工事業	22		ガラス工事	建設業法上29業種の内、ガラス工事に規定されているもの	ガラス工事業
6		左官工事	建設業法上29業種の内、左官工事に規定されているもの	左官工事業	23		塗装工事	建設業法上29業種の内、塗装工事に規定されているもの(路面標示工事を含む)	塗装工事業
7		とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	とび・土工工事業	24		防水工事	建設業法上29業種の内、防水工事に規定されているもの	防水工事業
8		道路付属物設置工事	カーブミラー・ガードレール・道路標識など道路付属物等の設置を行うもの(路面標示工事を除く)		25		内装仕上工事	建設業法上29業種の内、内装仕上工事に規定されているもの	内装仕上工事業
9		外構工事	ネットフェンス等の工作物の設置を行うもの		26		機械器具設置工事	建設業法上29業種の内、機械器具設置工事に規定されているもの	機械器具設置工事業
10		解体工事	建設業法上29業種の内、解体工事に規定されているもの	とび・土工工事業 解体工事業	27		熱絶縁工事	建設業法上29業種の内、熱絶縁工事に規定されているもの	熱絶縁工事業
11		石工事	建設業法上29業種の内、石工事に規定されているもの	石工事業	28		電気通信工事	建設業法上29業種の内、電気通信工事に規定されているもの	電気通信工事業
12		屋根工事	建設業法上29業種の内、屋根工事に規定されているもの	屋根工事業	29		造園工事	建設業法上29業種の内、造園工事に規定されているもの	造園工事業
13		電気工事	建設業法上29業種の内、電気工事に規定されているもの	電気工事業	30		さく井工事	建設業法上29業種の内、さく井工事に規定されているもの	さく井工事業
14		管工事	管工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	管工事業	31		建具工事	建設業法上29業種の内、建具工事に規定されているもの	建具工事業
15		管内更生工事等	主に下水道管などの修繕を行うもの 主に下水道管などのカメラ調査を行うもの 主に下水道管などの清掃を行うもの		32		水道施設工事	建設業法上29業種の内、水道施設工事に規定されているもの(上水道等の取水、浄水、配水等の施設の設置工事(水道本管工事))	水道施設工事業
16		タイル・レンガ・ブロック工事	タイル・レンガ・ブロック工事で他の工事種別に属する工事以外のもの(火葬炉等の新設・補修などに関するもの)	タイル・レンガ・ブロック工事業	33		消防施設工事	建設業法上29業種の内、消防施設工事に規定されているもの	消防施設工事業
17		鋼構造物工事	建設業法上29業種の内、鋼構造物工事に規定されているもの	鋼構造物工事業	34		清掃施設工事	建設業法上29業種の内、清掃施設工事に規定されているもの	清掃施設工事業

1. 希望される工事欄に○を記載してください。なお、希望される業種は建設業法第27条の29の規定による総合評定値を受けている工事に限ります。

2. 登録業種は1業者につき2業種とします。但し、市内本店業者の方は、1業者につき4業種まで可能とします。

委任状

令和 7年 1月 20日

本委任状に係る責任者名

本件責任者	(氏名) 生駒 二郎	連絡先	06-0000-0000
担当者	(氏名) 生駒 花子	連絡先	06-0000-0000

生駒市長
生駒市水道事業代表者 様

本委任状の作成者名

本店所在地 大阪府大阪市中央区〇-△-□

商号又は名称 (株)奈良生駒建設

代表者役職名・氏名 代表取締役 生駒 太郎

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

【受任者】

受任営業所所在地 奈良県奈良市〇〇町〇-△

受任営業所名称 (株)奈良生駒建設 奈良支店

受任者職名・氏名 支店長 生駒山 二郎

【委任事項】

- 1、入札・見積及び開札に関する件
- 2、契約の締結に関する件
- 3、契約の履行に関する件
- 4、契約金額の請求及び受領に関する件
- 5、入札・見積及び開札に関する復代理人の選任の件
- 6、その他契約に関する一切の件

【委任期間】

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

営業所一覧表

No. 1

番号 (委任先の 番号に○)	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号	建設業許可種別(該当するものすべてに○)
1	本店	540-0000	大阪府大阪市中央区〇-△-□	06-000-000	⊕ 建大左と石屋電管夕鋼筋舗し板 ガ塗防内機絶通 ⊕ 井具水消清解
2	奈良支店	631-0000	奈良県奈良市〇〇町〇-△	0742-00-000	⊕ 建大左と石屋電管夕鋼筋舗し板 ガ塗防内機絶通 ⊕ 井具水消清解
建設業の許可を有するすべての本店及び支店等を記載してください。 また、委任を受けた支店等の番号に○印を記入してください。			委任先があれば、希望する建設業法上の業種の許可を、委任 先の支店等が有していることを確認してください。		
4					土建大左と石屋電管夕鋼筋舗し板 ガ塗防内機絶通 ⊕ 井具水消清解
5					土建大左と石屋電管夕鋼筋舗し板 ガ塗防内機絶通 ⊕ 井具水消清解
6					土建大左と石屋電管夕鋼筋舗し板 ガ塗防内機絶通 ⊕ 井具水消清解
7					土建大左と石屋電管夕鋼筋舗し板 ガ塗防内機絶通 ⊕ 井具水消清解
8					土建大左と石屋電管夕鋼筋舗し板 ガ塗防内機絶通 ⊕ 井具水消清解
9					土建大左と石屋電管夕鋼筋舗し板 ガ塗防内機絶通 ⊕ 井具水消清解
10					土建大左と石屋電管夕鋼筋舗し板 ガ塗防内機絶通 ⊕ 井具水消清解

記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 委任を受けた営業所の番号に○印を記入すること。
- 3 「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての本店及び支店等営業所の名称を記載すること。
- 4 「電話番号」欄には、市外局番、市内局番及び番号は「-(ハイフン)」で区切ること。
- 5 「建設業許可種別」欄には、「営業所名称」欄に記入した営業所に対応する経営事項審査を受けた許可に○印を記入すること。

工事経歴書

(工事の種類)

土木一式工事

(令和 4 年度)

No. **1**

発注者名	元請・下請			着工年月	完成(予定)年月
		希望する業種全てについて、業種ごとに作成してください。			
(株)生駒山商事	元・ <input checked="" type="radio"/> 下	(仮称)生駒山ニュータウン造成工事	4,000	令和4年9月	令和4年12月
生駒市	<input checked="" type="radio"/> 元・下	市道生駒線改良工事	10,000	令和5年1月	令和5年5月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月
	元・下			令和 年 月	令和 年 月

記載要領

1 申請日前2年間における主な完成工事及び着工した主な未完成工事について、建設工事の種類別に発注者名、元・下請の別(どちらかに○)、工事名、請負代金額(税込)、着工年月、完成(予定)年月を記載すること。

※市内業者の方のみ提出が必要となります。

市外業者の方は、提出は不要です。

誓約書（営業所調査関係）

生駒市長様

生駒市水道事業代表者様

生駒市建設工事等入札参加資格申請書類に記載した内容及び添付書類について、事実と相違ないこと、また、入札参加資格の認定に際し、支店又は営業所等に関する立入調査（資料閲覧及び提出並びに写真撮影等を含む。）を実施される場合は、この調査に協力することを誓約いたします。

なお、この誓約にもかかわらず、入札参加資格申請書類に記載した内容及び添付書類について、事実と相違した場合や入札参加資格者の認定に関する調査の協力及び改善指示に従わない場合は、貴市のいかなる処置について一切の異議申立を行いません。

令和7年1月20日

住所又は所在地 **生駒市東新町8番38号**

商号又は名称 **株式会社生駒建設工業**

代表者役職名・氏名 **代表取締役 生駒 大吉**

本店の住所、商号、代表者役職・氏名を記載してください。

※市内業者の方のみ提出が必要となります。

市外業者の方は、提出は不要です。

令和7年度 一般競争（指名競争）参加資格 営業状況調書

建設工事

フリガナ	イコマケンセツコウギョウ
商号又は名称	株式会社生駒建設工業

本市と契約する本店・支店・営業所	所在地	〒630-0288 生駒市東新町8番38号		
	代表者 職名・氏名	代表取締役 生駒 大吉		
	T E L	0743-74-1111	メールアドレス	xxxxxxxx@△△△△.ne.jp

本市と契約する本店・支店・営業所の所在地略図



略図の記入

(住宅地図や地図データの添付でも可)

※別紙での添付は、不可。

※市内業者の方のみ提出が必要となります。
市外業者の方は、提出は不要です。

本店・支店・営業所写真	外観全景	令和 7年1月20日撮影
<p>写真を貼付 (写真データの貼付でも可)</p>		
<p>※看板等を確認できる様に撮影すること。</p>		

本店・支店・営業所写真	出入口付近	令和 7年1月20日撮影
<p>写真を貼付 (写真データの貼付でも可)</p>		
<p>※表札等を確認できる様に撮影すること。</p>		

※市内業者の方のみ提出が必要となります。
市外業者の方は、提出は不要です。

本店・支店・営業所写真	事務所内部全景	令和 7年1月20日撮影
 <p>写真を貼付 (写真データの貼付でも可)</p>		
※電話、机等什器備品を確認できるように撮影すること。		

本店・支店・営業所写真	事務所内部全景	令和 7年1月20日撮影
 <p>写真を貼付 (写真データの貼付でも可)</p>		
※電話、机等什器備品を確認できるように撮影すること。		

様式第1号 (第4条関係)

生駒市長様
生駒市水道事業代表者様

中小企業庁の官公需適格組合の証明（以下「適格組合証明」という。）を受けている組合の名称、所在地、代表者職氏名を記入すること。

所在地 生駒市東新町1-1
組合名 生駒土木協同組合
代表者役職名・氏名 理事長 生駒 二郎

事業協同組合に係る総合点数の特例算定申請書

このことについて、「生駒市事業協同組合に係る建設工事等入札参加者資格審査に関する特例等実施要領」第4条の規定に基づき、申請します。

希望工事種別		土木一式工事			
審査対象者1	建設業許可番号	29-0123456	<p>中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明（以下「適格組合証明」という。）を受けている組合で、当該組合の希望工事種別ごとに当該組合の組合員（三者まで）の建設業許可番号、所在地、電話番号、商号又は名称、代表者氏名を記入すること。</p>		
	所在地	生駒市山崎町1-1			
	電話番号	0743-73-1234			
	商号又は名称	山崎建設(株)			
	代表者氏名	山崎 太郎			
審査対象者2	建設業許可番号	29-0122356			
	所在地	生駒市小瀬町1005			
	電話番号	0743-76-4321			
	商号又は名称	(株)小瀬工務店			
	代表者氏名	太田 三郎			
審査対象者3	建設業許可番号	29-0100046			
	所在地	生駒市俵口町105			
	電話番号	0743-75-0022			
	商号又は名称	(株)大和建设			
	代表者氏名	大和 一郎			